

広島県告示第二百五十号

令和五年広島県告示第六百十六号（指定納付受託者の指定）の一部を次のように変更する。

令和六年三月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に傍線で示すように変更する。

変更後		変更前	
名称	Pay株式会社	名称	Pay株式会社
所在地	東京都千代田区紀尾井町一番三号	所在地	東京都千代田区紀尾井町一番三号
指定をした日	令和五年四月一日	指定をした日	令和五年四月一日
委託を受けるて納付を行うことができる歳入及び歳入歳出外現金の内	スマートフォンの電子機器の決済サービスによる広島県税条例に基づく個人の事業税、不動産取得税及び自動車税の種別割に係る徴収金の収納	委託を受けるて納付を行うことができる歳入及び歳入歳出外現金の内	スマートフォンの電子機器の決済サービスによる広島県税条例に基づく個人の事業税、不動産取得税及び自動車税の種別割に係る徴収金の収納
歳入及び歳入歳出外現金の納付の委託を受けることができる期間	令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	歳入及び歳入歳出外現金の納付の委託を受けることができる期間	令和五年四月一日から令和七年二月三十一日まで